

各保育・教育施設設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言の延長に伴う保育所等の対応について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

保育・教育施設の職員の皆様におかれましては、非常事態が続く中、新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組みを行いつつ、子どもたちや保護者のため、また、社会生活を維持していくために、保育を継続していただき感謝申し上げます。

さて、令和2年5月4日付で、政府による「緊急事態宣言」が延長されることとなり、神奈川県においても「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が改訂されました。

本市における保育所等の対応については、4月28日付の通知（「緊急事態宣言発出に伴う保育所等の対応及び保護者への一層の登園自粛要請等の取扱いの延長について」）において、緊急事態宣言の期間が延長となった場合については、「現状の対応を継続し、保育所等を開所しながら、保護者の登園自粛を継続します。」とご連絡差し上げたところです。

このたび、「緊急事態宣言」が延長されましたので、4月28日の通知のとおり、延長期間である「令和2年5月31日まで」について、下記通知に基づく取扱いについて継続することとします。なお、5月31日までの期間に、国や県による「緊急事態宣言」の期間や取扱いの変更に関する通知が出された場合、再度当該通知に基づく本市における取扱いについてご連絡します。

参考として、「登園状況確認表」を添付しますが、登園状況の確認は本資料とは別に行っていただいても構いません。また、市への報告等を求めるものではありません。

【取り扱いを継続する通知】

- (1) 利用料、給食、延長保育、給付費・委託費等及び職員の給与、保育所等の体制について
「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（令和2年4月8日）
- (2) 臨時休園等について
「保育所等における臨時休園の判断に係る対応等について」（令和2年4月17日）
- (3) 登園自粛について 「保護者への一層の登園自粛要請等について」（令和2年4月21日）

【添付資料】

- (1) 保護者の皆様への配布資料 「緊急事態宣言の延長に伴う保育所等の利用について」
(保護者の皆様への配布資料の日付については、各園でご記入いただいても構いません。)
- (2) 神奈川県通知 「新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について（第3報）」（令和2年5月5日）

【参考資料】

登園状況確認表

<担当連絡先>			
保育・教育運営課	【園児の預かり】	【延長保育】	【横浜保育室】 671-3564
	【利用料】	671-0255	【給付費・委託費】 671-0202/0204
	【一時保育事業について】	671-0234	
保育・教育人材課 保育対策課	【給食】	671-2397	
	【年度限定保育事業】	671-4469	